

[別紙]
様式1

事業報告書

(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人たにみつ耳鼻咽喉科
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島市安佐南区八木一丁目19番21号
- (3) 設立認可年月日 平成31年2月13日
- (4) 設立登記年月日 平成31年3月11日

(5) 役員に関する事項

	氏 名	備 考
理 事 長	谷光 徳晃	たにみつ耳鼻咽喉科管理者
理 事		
//		
//		
監 事		

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	たにみつ耳鼻咽喉科	広島市安佐南区八木一丁目19番21号	

- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項
 令和3年10月26日 令和2年度決算の承認
 令和4年 8月31日 令和4年度予算の決定

様式2

法人名 医療法人 たにみつ耳鼻咽喉科
 所在地 広島市安佐南区八木一丁目19番21号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録

(令和 4 年 8 月 31 日 現在)

1. 資 産 額	114,262		千円
2. 負 債 額	47,916		千円
3. 純 資 産 額	66,346		千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	51,199
B 固 定 資 産	63,063
C 資 産 合 計 (A+B)	114,262
D 負 債 合 計	47,916
E 純 資 産 (C-D)	66,346

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)
建 物	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)

様式3-2

法人名 医療法人 たにみつ耳鼻咽喉科
 所在地 広島市安佐南区八木一丁目19番21号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸借対照表

(令和 4 年 8 月 31 日 現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	51,199	I 流動負債	4,730
II 固定資産	63,063	II 固定負債	43,186
1 有形固定資産	25,066	負債合計	47,916
2 無形固定資産	1,191	純資産の部	
3 その他の資産	36,806	科 目	金 額
		I 基金	9,000
		II 積立金	57,346
		1 繰越利益積立金	57,346
		純資産合計	66,346
資産合計	114,262	負債・純資産合計	114,262

様式4-2

法人名 医療法人 たにみつ耳鼻咽喉科

※医療法人整理番号

所在地 広島市安佐南区八木一丁目19番21号

損 益 計 算 書

（自令和 3 年 9 月 1 日 至令和 4 年 8 月 31 日）

（単位：千円）

科 目	金 額
I 事業損益	
業務事業損益	
1 事業収益	92,502
2 事業費用	71,248
業務事業利益	21,254
II 事業外収益	364
III 事業外費用	99
經常利益	21,519
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	21,519
法人税等	4,926
当期純利益	16,593

様式 5

法人名 医療法人たにみつ耳鼻咽喉科・
 所在地 広島市安佐南区八木一丁目19番21号・

※医療法人整理番号

--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式5

監事監査報告書

医療法人たにみつ耳鼻咽喉科
理事長 谷光 徳晃 殿

私は、医療法人たにみつ耳鼻咽喉科の令和3会計年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、診療所事務室において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年10月25日

医療法人たにみつ耳鼻咽喉科

監事